

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

福 山 市 長
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

2024 年度 (令和 6 年度) 介護報酬改定における契約時の説明等について (通知)

平素より本市福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、2024 年度 (令和 6 年度) の介護報酬改定により、「居宅介護支援事業者が、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、説明すべき事項」等が次のとおり変更されました。

つきましては、2024 年 (令和 6 年) 4 月 1 日以降は、本通知に沿った対応をお願いいたします。過去に発出した契約時の説明等に関する通知 (「平成 30 年度介護報酬改定における契約時の説明等について (通知)」 (2018 年 (平成 30 年) 8 月 21 日) (福介護第 374 号)、 「2018 年度 (平成 30 年度) 介護報酬改定における契約時の説明等について (再周知)」 (2020 年 (令和 2 年) 10 月 30 日) (福介護第 408 号)、 「2021 年度 (令和 3 年度) 介護報酬改定における契約時の説明等について (通知)」 (2021 年 (令和 3 年) 3 月 31 日) (福介護第 701 号)) については、2024 年 (令和 6 年) 3 月 31 日をもって廃止します。

○変更点 (() 内は根拠法令等)

- ①あらかじめ説明し、理解を得るべき相手について、「利用者又はその家族」とされた。(基準省令)
- ②あらかじめ説明し、理解を得るべき事項のうち、「前 6 月の割合」^{*1}については、努力義務とされた。(基準省令)
- ③あらかじめ説明する方法について、必ずしも「文書の交付」である必要はなくなった。(解釈通知)
- ④あらかじめ理解を得る方法について、必ずしも「署名」である必要はなくなった。(解釈通知)
- ⑤「前 6 月の割合」^{*1}及び「選定理由」^{*2}について、あらかじめ説明し、理解を得ていなくても、運営基準減算に該当しなくなった。(留意事項通知)

●留意点

- ①令和 6 年度以降も、「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」について、あらかじめ、利用者又はその家族に対して説明を行っていない場合は、運営基準違反及び運営基準減算に該当します。
- ②令和 6 年度以降も、「前 6 月の割合」^{*1}についてはあらかじめ説明し、理解を得よう努めなければならず、「選定理由」^{*2}についてはあらかじめ説明し、理解を得ることが望ましいとされています。
- ③あらかじめ説明する方法については、「文書の交付」によることが望ましいとされており、あらかじめ理解を得る方法については、「署名」によることが望ましいとされています。(たとえば、重要事項説明書又は別紙 (任意様式) を交付して説明し、署名を得る方法等)
- ④「文書の交付」及び「署名」以外の方法による場合であっても、あらかじめ説明し、理解を得たこと及びその方法について、支援経過等に記録してください。(たとえば、「○年○月○日 自宅を訪問した際、妻○○に対して、「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」について口頭で説明し、口頭による同意を得た。」等)

※1 「前 6 月の割合」…前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護 (以下「訪問介護等」という。) がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

※2 「選定理由」…居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由

また、国から発出される 2024 年度 (令和 6 年度) 介護報酬改定関係 Q&A についても、適宜御確認ください。

福山市 介護保険課 事業者指導担当
電話:084-928-1232

【基準省令】 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十八号)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <div data-bbox="434 539 1050 603" style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">「前6月の割合」については努力義務に変更</div> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、<u>前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護 (以下この項において「訪問介護等」という。)</u>がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び<u>前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数</u>のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</p> | <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護 (以下この項において「訪問介護等」という。)</u>がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、<u>前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数</u>のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>(新設)</p> |

【解釈通知】 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 内容及び手続の説明及び同意 (略)</p> <p>また、指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は基準第 1 条の 2 の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである、このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明を行わなければならない。</p> | <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 内容及び手続の説明及び同意 (略)</p> <p>また、指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は基準第 1 条の 2 の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定</p> |

| | |
|--|---|
| <p>なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき説明を行うとともに、理解がられるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましい。</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red;"> 「選定理由」、「文書の交付」及び「署名」については「望ましい」に変更 </div> | <p>居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。</p> <p>なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。</p> <p>(略)</p> |
|--|---|

【報酬告示】 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）

| | |
|---|--|
| <p>改正後</p> <p>注6 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red;"> 内容に変更なし </div> | <p>改正前</p> <p>注3 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。</p> |
|---|--|

【大臣基準】 厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）

| | |
|---|--|
| <p>改正後</p> <p>八十二 居宅介護支援費における運営基準減算の基準 指定居宅介護支援等基準第四条第二項並びに第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十四号及び第十五号（これらの規定を同条第十六号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red;"> 内容に変更なし </div> | <p>改正前</p> <p>八十二 居宅介護支援費における運営基準減算の基準 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第四条第二項並びに第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十四号及び第十五号（これらの規定を同条第十六号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。</p> |
|---|--|

【留意事項通知】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

| | |
|--|--|
| <p>新</p> <p>6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合 注6の「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」については、大臣基準告示第82号に規定することとしたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。 これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係</p> | <p>旧</p> <p>6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合 注3の「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」については、大臣基準告示第82号に規定することとしたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。 これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係</p> |
|--|--|

る規定を遵守するよう努めるものとする。市町村長（特別区の区長を含む。以下この第3において同じ。）は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

「選定理由」、 「前6月の割合」及び「文書の交付」については
運営基準減算の要件から削除

る規定を遵守するよう努めるものとする。市町村長（特別区の区長を含む。以下この第3において同じ。）は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・ 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ・ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下(1)において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。